

令和7年度 業務改善助成金の申請に当たってのチェックポイント

福井労働局 雇用環境・均等室

1 中小企業であることの確認

次の業種ごとにおいて、①資本金の額又は出資の総額、②常時使用する企業全体の労働者数のいずれかの要件を満たしていること

業種	①資本金または出資総額	②常時使用する労働者数
☐ 製造業その他（下記以外）	☐ 3億円以下の法人	☐ 300人以下
☐ 卸売業	☐ 1億円以下の法人	☐ 100人以下
☐ サービス業	☐ 5000万円以下の法人	☐ 100人以下
☐ 小売業	☐ 5000万円以下の法人	☐ 50人以下

2 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること

- ☐ 申請する事業場の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内である
福井県の場合は、事業場内最低賃金が984円以上1,034円以下であること
※地域別最低賃金を下回ってははいけません
福井県の最低賃金：時間額984円（令和6年10月5日～）

3 申請に必要な書類

- ☐ (1) 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付申請書（様式第1号）
- ☐ (2) 国庫補助金所要調書（様式第1号 別紙1）
- ☐ (3) 事業実施計画書（様式第1号 別紙2）
- ☐ (4) 申請前6月分の賃金台帳（※）給与形態等によっては6月分以上必要となる場合があります
- ☐ (5) 会社カレンダー等（所定労働日、所定労働時間等が確認できるもの）
- ☐ (6) 就業規則（10人以上の事業場）
- ☐ (7) 事業実施計画の内容が確認できるもの
 - ☐ 見積書 2社以上
 - ☐ カタログ等
 - ☐ 図面、写真等概要が確認できるもの

※この他、必要に応じて追加の資料提出を求める場合があります

4 確認事項

- ☐ 申請書の提出日の前日から起算して6月間に当該事業場の労働者を解雇していないこと
- ☐ 申請書の提出日の前日から起算して6月間に当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げていること
- ☐ 申請書の提出日の前日から起算して6月間に所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少を内容とする労働契約の変更を行い、月当たりの賃金額を引き下げていること
- ☐ 申請書の提出日の前日から起算して1年間に労働関係法令に違反していないこと
- ☐ 過去3年以内に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条に規定する補助金等の決定の取消し等を受けていないこと
- ☐ 暴力団関係事業場ではないこと
- ☐ 破壊活動防止法に該当していないこと
- ☐ 労働保険料を滞納していないこと
- ☐ 倒産していないこと
- ☐ 不正受給が発覚した場合に、事業主等の公表について同意していること

お問合せ先：福井労働局 雇用環境・均等室

電話：0776-22-0221